

第三十条及第三十一条 削除
第三十二条 政府所有有価証券内訳帳ニハ財政融資資金其ノ他各会計、各府、各主任官別ノ口座ヲ設ケ枚数及券面額ノ受払額ヲ記入スヘシ
第三十三条 政府保管有価証券内訳帳ニハ保管有価証券及供託有価証券ニ区分シ取扱官序又ハ供託所ニ係ルモノハ各序、各主任官別ノ口座ヲ設ケ枚数及券面額ノ受払額ヲ記入スヘシ
第三十四条 第二十八条ノ帳簿ハ之ヲ備フル日本銀行ニ於テ左記各号ニ依リ受払額ヲ記入スヘシ
一 号ノ帳簿ハ各統轄店毎日ノ受払額及其ノ所属店毎日ノ受払報告額
第五章 計算報告
第三十六条 日本銀行ハ政府有価証券ノ受払ニ関シ左ノ計算報告表ヲ調製スヘシ
一 政府有価証券受払報告表 第八号書式
二 政府所有有価証券月計突合表 第九号書式
三 政府保管有価証券月計突合表 第十号書式
四 供託有価証券月計突合表 第十号書式
五 刪除
六 某月政府有価証券受払計算書 書式ハ第四十二条ニ規定スル政府有価証券受払計算書ニ準ズ
第三十七条 政府有価証券受払報告表ハ日本銀行本店ニ於テ各統轄店ノ受払額及其ノ所属店ノ受払報告額ニ依リ毎日之ヲ調製シ財務省ニ提出スヘシ
第三十八条 政府所有有価証券月計突合表ハ日本銀行統轄店ニ於テ自店及其ノ所属店ノ取扱ヒタル政府所有有価証券ノ受払額及残額ヲ掲ケ毎月（政府所有有価証券ノ受払額ナキ月ヲ除ク）之ヲ作成シ日本銀行本店ニ於テ政府所有有価証券払渡請求書ノ番号ヲ記載シタル書類ヲ添へ翌ノ第七営業日（営業日トハ日本銀行ノ休日ヲ除クヲ謂フ以下同ジ）迄ニ到達ノ日取引テ取扱主任官ニ送付スベシ
日本銀行統轄店ハ取扱主任官ヨリ当該突合表ヲ送付シタル月ノ第十二営業日迄ニ誤リガアル旨ノ通知ヲ受ケタルトキハ訂正手続ヲ行ヒ再度政府所有有価証券月計突合表ヲ作成シ日本銀行本店ニ於テ直チニ当該取扱主任官ニ送付スベシ

第三十九条 政府保管有価証券月計突合表又ハ供
託有価証券月計突合表ハ日本銀行統轄店ニ於テ
自店及クノ所屬店ノ取扱ヒタル政府保管有価証
券ノ受払額及残額ヲ掲ケ毎月（政府保管有価証
券ノ受払額ナキ月ヲ除ク）之ヲ作成シ日本銀行
本店ニ於テ政府保管有価証券ノ払渡請求書ノ番
号ヲ記載シタル書類ヲ添へ翌月ノ第七営業日迄
ニ到達ノ日取フ以テ取扱主任官ニ送付スベシ
日本銀行統轄店ハ取扱主任官ヨリ当該突合表
ヲ送付シタル月ノ第十二営業日迄ニ誤リガアル
旨ノ通知ヲ受ケタルトキハ訂正手続ヲ行ヒ再度
政府保管有価証券月計突合表又ハ供託有価証券
月計突合表ヲ作成シ日本銀行本店ニ於テ直チニ
当該取扱主任官ニ送付スベシ

第四十条 削除

第四十一条 某月政府有価証券受払計算書ハ毎月
日本銀行ニ於テ取扱ヒタル有価証券ノ受払額及
残額ヲ掲ゲ日本銀行本店ニ於テ二通ヲ調製シ一
通ハ財務大臣ノ定ムル期間内ニ財務省ニ提出シ
一通ハ之ヲ保存スベシ

第四十二条 日本銀行ハ各官庁ヨリ寄託ヲ受
ケタル政府所有有価証券ノ毎年度末ニ於ケル現
在額ノ枚数及金額ヲ公債証書、株券、証券ノ種
類毎第二十一号書式ノ政府所有有価証券現在額
報告表ニヨリ翌年度ノ四月末迄ニ各官庁ニ報告
スペシ

第六章 受払證明

第四十三条 日本銀行ハ会計検査院ノ検査ヲ受ク
ル為会計検査院ノ定ムル政府有価証券受払計算
書ヲ調製シ財務大臣ノ定ムル期限内ニ之ヲ財務
省ニ送付スヘシ

第七章 雜則

第四十四条 日本銀行ニ於テ政府所有有価証券取
扱規程第七条又ハ供託有価証券取扱規程第六条
ノ規定ニ依リ政府所有有価証券寄託書又ハ供託
有価証券寄託書ノ誤謬訂正ノ請求ヲ受ケタルト
キハ之力訂正ノ手續ヲ為スヘシ

第四十五条 日本銀行ニ於テ政府所有有価証券取
扱規程第八条、政府保管有価証券取扱規程第二
十二条又ハ供託有価証券取扱規程第六条ノ規定
ニ依リ政府所有有価証券受託証書、政府保管有
価証券受託証書、供託有価証券受託証書又ハ政
府保管有価証券私込済通知書ノ失火又ハ毀損ニ
關スル註明請求書ヲ受ケタルトキハ之力調査ヲ
為シ其ノ余白ニ証明ノ上之ヲ返付スヘシ

日本銀行ニ於テ第十条ノ規定ニ依リ政府保管
有価証券私込済通知書ノ交付ヲ受ケタル者ヨリ

其ノ失又ハ毀損ニ關スル証明請求書ヲ受ケタルトキハ其ノ帳簿又ハ憑書類ニ記入シ置クヘシ
第四十四条ノ二 日本銀行ハ政府所有有価証券ノ取扱主任官又ハ取扱主任官ヲ監督若ハ検査スル者ヨリ政府所有有価証券ノ現在額証明ノ請求ヲ受ケタルトキハ其ノ指定ノ日ニ於ケル政府所有有価証券ノ現在額証明ヲ准用ス
前項ノ規定ハ政府保管有価証券又ハ供託有価証券ノ現在額証明ニ付之ヲ準用ス
第四十五条 日本銀行統轄店ハ自店及其ノ所属店ノ取扱ヒタル政府所有有価証券、保管有価証券又ハ供託有価証券ノ受取ニ關スル憑書類ヲ受合計畫ヲ調製シ共ニ保存スヘシ
第四十六条 日本銀行外貨表示ノ政府所有有価証券、政府保管有価証券又ハ供託有価証券ノ寄託ヲ受ケタルトキハ支出行事務規程(昭和二十二年大藏省令第九十四号)第十一條第二項第四号ノ規定ニ基キ定メラレタル外貨幣換算率ニ從ヒ財務大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ取扱ヲ為ス
ベシ

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十九年四月一日から適用する。

附 則（昭和二十七年三月三日大蔵省令第三三号）

この省令は、昭和二十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和二九年三月六日大蔵省令第一二号）抄

この省令は、昭和二十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和二九年八月二七日大蔵省令第八八号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十九年七月一日から適用する。

附 則（昭和三六年三月三日大蔵省令第一一号）抄

この省令は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和四〇年四月一日大蔵省令第二二号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四八年一月一九日大蔵省令第三三号）

この省令は、昭和四十八年四月一日から施行する。

2 この省令施行の際、改正前の政府所有有価証券取扱規程、政府保管有価証券取扱規程、供託有価証券取扱規程及び日本銀行政府有価証券取扱規程により作成された用紙で現に存するものは、当分の間、これを取りつくるい使用することができる。

附 則（平成二年三月三日大蔵省令第一一号）

この省令中、第三条（第十二号書式に関する部分に限る。）及び第十条の規定は平成二年四月一日から、その他の規定は同年十一月一日から施行する。

2 この省令施行の際、現に存するこの省令による改正前の日本銀行政府有価証券取扱規程、日本銀行国庫金取扱規程、日本銀行の公庫預託金

取扱規程、日本銀行特別調達資金出納取扱規程、歳入徴収官事務規程
事務取扱規則、歳入歳出外の国庫内移換に関する規則及び日本銀行貨幣回収準備資金出納取扱規則に規定する書式による用紙は、当分の間、これを取りつくるい使用することができる。

附 則 (平成六年三月二十四日大蔵省令第十四号)

- この省令は、平成六年四月一日から施行する。
- この省令施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (平成七年三月二十四日大蔵省令第六号)

- この省令は、平成七年四月一日から施行する。
- この省令施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (平成一六年三月四日財務省令第附則(平成一六年三月四日財務省令第一〇号)抄)

- この省令は、平成十三年四月一日から施行する。
- この省令は、平成十六年三月二十二日から施行する。
- この省令は、平成十六年三月二十二日から施行する。

附 則 (平成一六年八月二一日大蔵省令第六九号)抄

- この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三〇日財務省令第二二号)抄

- この省令は、平成十七年三月三〇日から施行する。

(施行期日)
第一条 この省令は、予算決算及び会計令等の一部を改正する政令の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。
(証券をもつてする歳入納付に関する法律施行細則等の一部改正に伴う経過措置)
第五条 この省令の施行前に行つたこの省令の規定による改正前の各省令の規定による歳入の徵収及び支出に関する事務の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則 (令和元年六月二六日財務省令第二号の二)

第二号の二書式

第三号書式

1 (施行期日)
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 (令和元年一月一〇日財務省令第三五号)

- この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。
- この省令は、令和二年一月六日から施行する。

附 則 (令和二年一二月一一日財務省令第七六号)抄

- この省令は、令和三年一月一日から施行する。

附 則 (令和二年一二月一一日財務省令第一号書式削除)

- この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

第二号書式

政府保管有価証券払込済通知書

(第 号)

(株式会社名)

(例) 株式会社名
年 月 日

日本銀行 (同様)

下記の記載を受取しました。

(例) 助理主任官印

年 月 日

日本銀行 (同様)

下記の記載を受取しました。

(例) 助理主任官印

年 月 日

日本銀行 (同様)

下記の記載を受取ました。

(例) 助理主任官印

年 月 日

削除 削除 削除 削除

第九号式書							
政府所有有価証券年月計算合表							
年	月中						
年月日							
(何件) 取扱主任官							
日本銀行(何店)							
支	取	支	取	支	取	備	考
枚	冊	枚	冊	枚	冊		
枚	冊	枚	冊	枚	冊		

第九号書式

第十号申書式						
政 府 保 管 有 儲 票 券 月 計 索 求 表						
年 中 月			年 月 日			
(何店) 取扱主任官 日本国銀行(何店)						
受		払		預		備
枚	銀	枚	銀	枚	銀	
枚	円	枚	円	枚	円	
(何店) 取扱主任官 官職 氏名						

第十号甲書式

第十号乙書式											
供託有価証券月計突合表											
年 月中											
年 月 日											
法務局取扱主任官											
日本銀行(店舗)											
受			払			残			備		
枚	面	額	枚	面	額	枚	面	額	枚	面	額
枚	円	枚	円	枚	円	枚	円	枚	円	枚	円
(注)照固持主官業者名											

第十号乙書

